

事 務 連 絡
令 和 6 年 3 月 25 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部企画・検疫課

入国時感染症ゲノムサーベイランスでの抗原定性検査キットによる検査について

厚生労働省では、令和5年5月8日から、5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡空港）の検疫所において、発熱等の有症状者のうち調査に協力いただける方を対象に、海外から流入が懸念される病原体等の調査を行う「入国時感染症ゲノムサーベイランス」を実施しております。

今般、令和6年4月1日より、本サーベイランスの中で、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの簡易検査を希望する者に対し、抗原定性検査キットによる簡易検査を実施することにいたしました。

つきましては、下記の内容について御了知いただくとともに、別添のとおり、公益社団法人日本医師会宛て事務連絡を発出しておりますので、その内容につき御了知いただきますようお願いいたします。

記

5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡空港）の検疫所において、希望者に対し検疫官が新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの抗原定性検査キットによる検査を実施し、当該者には、その場で別紙「入国時感染症ゲノムサーベイランスにおける抗原定性検査キットの検査結果について」をお渡しし、検査の結果をお知らせすること。

その際、検疫官から、受診を希望する場合には、事前にお近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、お近くの医療機関を受診するよう伝えること。